

政令第三百十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の六第八項及び第十八項並びに第二百七十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 選挙権（第一条）」を
「第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会（第一条・第一条の

第一章の二 選挙権（第一条の三）

二）
に改める。

第一条中「公職選挙法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の三とする。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会

（参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の兼業禁止の特例の対象となる法人）

第一条 公職選挙法（以下「法」という。）第五条の六第八項に規定する合同選挙区都道府県（同条第一項に規定する合同選挙区都道府県をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の二分の一以上である法人とする。

（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）

第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百五十二条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第三百八十条の四、第三百八十条の六、第三百八十条の七、第三百九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百四十一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第四百九十九条第九項及び第十二項、第二百三条の二第一項、第二百四条第一項、第二百六条第二項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百三十八条の七第二項、第二百四十二条第一項、第三項、第四項、第七項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、

第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百三十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第七百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2 地方自治法第百八十五条の二及び第百八十九条第二項の規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。

3 前二項の場合における地方自治法施行令第百三十七条第一項の規定の適用については、同項中「除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお」とあるのは、「除斥のため」とする。

4 地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府県の臨時選挙管理委員が選任された場合においては、当該臨時選挙管理委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の職務を行わせるものとする。この場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関する規定（法第五条の六第六項及び第八項の規定並びに前条の規定を除く。）は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用する。

第六条第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第九十条第二項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第一百三十九条中「第一条」を「第一条の三」に改める。

第四百四十四条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「（昭和二十二年政令第十六号）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令の一部改正）

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条」を「第一条の三」に改める。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等に係る規定の整備等を行う必要があるからである。